

[事案 2023-314] 入院給付金支払等請求

・令和6年7月8日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年10月に日帰り入院により内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術を受けたため、平成29年8月に契約した利率変動型一時払終身保険の医療特約にもとづき、給付金を請求したところ、手術給付金は支払われたが、入院給付金は支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。また、本申立てにより生じた送料および交通費を損害賠償してほしい。

(1)厚生労働省の資料にあるとおり、「短期滞在手術等基本料1」の算定があることをもって1日入院に該当すると判断できる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)「短期滞在手術基本料1」では、入院基本料や入院基本料等加算を包括算定することはできないため、「短期滞在手術基本料1」の算定があったことを理由に当社約款に定める「入院」に該当すると認定することはできない。

(2)申立人が治療を行った医療機関には病床登録がない。約款では、医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所における入院を入院給付金の支払対象としており、申立人が受けた治療はこれに該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の通院状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。